

# アコーディオン レンタル契約書

契約様式

ACT-BAY.COM、呼称 アコーディオン アンド クリニックス トーキョーベイ (以下甲という)は、借主(以下乙という)との間で、甲の所有するアコーディオンを乙にレンタルする契約を結びましたのでここに甲乙双方署名捺印のうえ各1部を保有します。

## 1. 契約の内容

甲は乙に甲の所有する下記のアコーディオンを毎月定額にて貸し出すことを了解しました。

- (1)機種、規格名: レンタルアコーディオン申込書に記載の内容とする
- (2)使用する所在地: レンタルアコーディオン申込書に記載の内容とする
- (3)月額レンタル料金: レンタルアコーディオン申込書に記載の内容とする
- (4)レンタル開始予定日: レンタルアコーディオン申込書に記載の内容とする
- (5)支払方法: 甲の指定口座への振込み。振込手数料は乙が負担します。
- (6)支払日: 3ヶ月分を1回で振込むものとします。支払はレンタル開始日の5営業日前までに行います。  
土曜、日曜、祝祭日は含まれる場合は、それを除いた日数で計算します。
- (7)開始日: この契約書の署名、捺印が終わったのち、レンタル楽器がまちがいない乙の 管理のもとにあることを確認するため、ご本人確認を行います。この本人確認ののち、乙は、初回分と レンタル会員入会手数料の合計を甲の指定する口座に振込みます。  
甲は入金を確認後すみやかに乙に商品を届けます。営業日で5日以内に発送するものとします。  
レンタルの開始は、甲が商品を送り出した翌日を起算日とします。

2. レンタルの終了: 1つのケル(3ヶ月が1つのケル)が終了する1ヶ月から週間前に、甲、乙は期間の延長を行うかどうかについて双方に意思を伝達します。再延長の場合は、延長期間の開始5営業日前までに所定の金額を甲の指定する口座に振込み入金します。  
延長をしない場合には、乙は甲に文書もしくはEメールで楽器の返却日時を含めて通告します。

3. 終了通告の効果: 乙の終了通告は現品の引渡しと甲による該当商品であるかどうかの検査、レンタル契約重要事項説明書にかかげるキズや楽器外観、機構の不良の有無を検査したのち、原状回復の新たな費用が無い場合、甲の通告をもって終了します。  
もし、楽器機構にかかわる不良や本体、専用ケースのキズが発見された場合は、甲はレンタル開始時の状態からレンタル期間に減少する機能、想定される外観のキズを差引いて検討し想定外のキズ、不良が発見された場合は乙に修理代を請求できるものとします。

4. レンタル会員入会手数料: レンタルサービスの円滑な運営をはかるため、文書、資料等の作成、契約書作成ほか事務手数料を行うための費用の一部として乙は5250円を甲に支払います。  
この事務手数料は特段の理由がある場合を除き、返却いたしません。

5. 契約途中の契約解除: ケルの期間中にも契約は解除できます。ただし、上記3項の検査を終えた時点で、解除されたものとみなします。また、途中解除にともなう事務手数料、作業経費の一部として途中解約手数料として乙は3150円を甲に支払うものとします。

6. 契約の実行についての説明を別途、「重要事項説明書」として添付します。

甲及び乙は上記項目につき合意し、ここに署名捺印する。

平成 年 月 日

### 貸主(甲)

ACT - BAY.COM  
〒279-0012  
浦安市入船5-17-3-101  
電話(047)351-1791  
代表 原田泰子

印

### 借主(乙)

契約者と主たる使用者が異なる場合は併記

氏名

印

住所(楽器使用場所)

〒

Tel

保証人・連帯保証人(どちらかを抹消)

氏名

続柄

印

住所

〒

Tel

Copyright ACT-BAY.COM

添付書類 ご本人確認資料 (運転免許書 コピー 有 無、その他証明書 )